

## 議員発議案第9号

### 宮崎県中山間地域振興条例

本県の中山間地域は、そこで暮らす人々にとってかけがえのない生活の場であるとともに、神話、神楽等に代表される個性豊かな文化を育み伝えている。また、木材や私たちが生きていく上で必要不可欠な食料、水の供給をはじめ、水源かん養、国土の保全等の多面的機能を有し、特にバイオマス資源の供給源や炭素の吸収源として、低炭素社会の構築にも重要な機能を担うことが期待されている。

しかし、このような重要な機能を有する本県の中山間地域では、過疎化、高齢化が急速に進行し、将来の存続が危ぶまれる集落が見受けられるとともに、基幹産業である農林業の低迷と担い手の減少により農地と森林が荒廃し、中山間地域の持つ多面的機能が著しく低下することが懸念されている。

このようなことから、中山間地域では、住民が自らの地域に誇りを持ち安心して生活を営めるよう、そして、中山間地域の貴重な資源と多面的機能を次の世代へ引き継げるよう、県、市町村、県民等が一体となり中山間地域の振興に取り組んでいくことが必要である。

そこで、私たち宮崎県民は、協働して中山間地域の振興を図ることについて、最大限の努力をすることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中山間地域の振興に関する基本方針を定め、県、市町村及び県民等の役割を明らかにするとともに、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで安心して住みよい持続可能な地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当する区域をいう。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された区域
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域
- (3) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された区域
- (4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (5) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域と

みなされる区域を含む。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する地域として規則で定める区域

2 この条例において「県民等」とは、県民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）及び事業者をいう。

（基本方針）

第3条 中山間地域においては、地域の将来は住民自らが決定するとの基本的な考えに基づき、住民の自主的かつ主体的な地域づくりに関する取組の促進が図られなければならない。

2 中山間地域は、地理的条件が他の地域に比較して不利な状況であること、県民の生活に重要な役割を果たしていること、県勢発展を図る上で重要な地域であること等に十分に配慮した施策が実施されなければならない。

3 中山間地域の振興は、都市部と中山間地域がともに支え合う共生の考えのもと、それぞれの機能を相互に理解し、県、市町村及び県民等が協働して県土の均衡ある発展が図られるよう推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、中山間地域の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村の役割）

第5条 中山間地域をその区域に含む市町村は、基本方針にのっとり、地域振興の中核を担う行政組織として、県及び県民等と連携して施策の推進に努めるものとする。

（県民等の役割）

第6条 県民等は、基本方針にのっとり、中山間地域が有する多面的機能に対する理解を深め、中山間地域の振興を図るための取組に協力するよう努めるものとする。

（振興計画）

第7条 知事は、基本方針に基づき、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、中山間地域の振興に関する計画を策定するものとする。

2 知事は、前項の計画に基づいて行った主な施策に関して、毎年、議会に報告するものとする。

(調査及び研究)

第8条 県は、中山間地域の現状を十分に把握するとともに、中山間地域の振興に関する施策の充実を図るため、調査及び研究に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第9条 県は、中山間地域の振興に関する施策を積極的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、中山間地域の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。